

研究職員募集（2024年4月採用）

1 公募の内容

総務省消防庁職員採用試験：国家公務員法（昭和22年法律第120号）第36条及び人事院規則8-12（平成21年）第18条第1項第3号の規定による消防研究センターの研究職員の選考採用

2 採用機関

総務省消防庁消防大学校消防研究センター
<http://nrifd.fdma.go.jp/> 参照

3 募集研究領域と必要とされる専門知識・採用人数・採用時期

（1）研究領域と必要とされる専門知識

① 電気静電気分野

電気電子工学、電磁気学等に関する理論的及び実地的な専門知識と研究・職務知見を基に、消防防災に関する電気・静電気分野の研究開発（出火現象の究明、火災の検出や拡大防止のための研究開発、消防資機材や通信に関する研究開発など）に加えて、電気及び静電気に起因する火災の原因調査に主体的に従事していただきます。

② 建築物の火災、消火、防災情報、土砂災害分野

建築学、化学、情報学、地形学・応用地質学、地球惑星科学等に関する理論的及び実地的な専門知識と研究・職務知見を基に、建築物や市街地の火災の発生防止や被害軽減に係る研究開発、火災や土砂災害の発生時における消防活動技術の研究開発など消防防災に係る研究開発に主体的に従事していただきます。

（2）採用人数

若干名

（3）採用時期

原則として、2024年4月1日採用

（採用予定日は採用者の事情を配慮しますので、ご相談ください。）

4 待遇等

給与については、研究職俸給表の適用を受ける国家公務員で、学歴、経歴等を勘案して決定されます。

勤務時間については、7時間45分/日（週38.75時間）となります。

休暇については、週休2日（土・日）、年20日の年次休暇、特別休暇（夏季、忌引き等）、病気休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

5 応募資格

日本国籍を有する者であって、次の要件をすべて満たすもの。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

- ① 大学院設置基準に規定する大学院博士課程の修了要件を満たした者又は2024年3月31日までに同課程を修了する見込みの者
- ② 外国の大学院博士課程において修業し、①の要件と同等と認められる要件を満たしている者
- ③ 大学院設置基準に規定する大学院修士課程の修了要件を満たした者で高度の研究業績を有する者

(2) 十分な研究実績を保有すること

6 応募方法

(1) 提出書類

- ・ 履歴書（市販の様式で可。A4用紙片面3枚以内。なお、住所、電話、メール等の連絡先が明示されていること。写真（6か月以内撮影）を貼付すること。）
- ・ 研究・職務業績に関する説明文・資料（A4用紙片面3枚以内）
- ・ 将来の研究に対する展望小論文（A4用紙片面3枚以内）
- ・ 学位記（写し：原本がA4より大きい場合はA4へ縮小：白黒可）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

電子メール（提出書類を一ファイルでPDF化して添付。ファイル名は名前.pdfとする）又は郵送で提出して下さい。なお、郵送の場合、応募書類の封筒には、「研究職員応募書類在中」と朱書きのうえ、書留で送付して下さい。

電子メール：saiyou2023@fri.go.jp（なお、当方からのメールが着信できるように設定願います。）

郵便：〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3
消防研究センター採用担当宛

電話番号：0422-44-8331（代表） 担当 秋葉 洋（あきばひろし）

(3) 応募受付期間

2023年1月30日（月）～2月28日（火）17時（必着・締切日厳守）

なお、提出された書類の差し替えは行えませんのでご注意ください。

7 選考スケジュール

具体的な日程・会場等については、応募受付終了後にご案内いたします。

- 3月上旬 書類選考：一次面接移行者の決定・通知
- 3月中旬 一次面接：二次面接移行者の決定・通知
- 4月上旬 二次面接
- 4月中旬 内定者の決定・通知

8 施設見学について

応募される方には事前の施設見学をお勧めします。

(1) 見学の申し込み方法

上記問い合わせ先に原則として電子メールでお願いします。

その際は「研究職員の公募に係る事前見学」である旨をタイトル又は本文に明記して下さい。

(2) 見学日時

できるだけ希望に合わせるようにいたします。なお、見学は2月24日（金）までをお願いします。

9 備考

(1) 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- 国家公務員法第81条の2（定年による退職）に該当する者

(2) 提出書類について枚数制限がありますので、厳守して下さい。添付資料等がある場合にあっても、その枚数内で記述して下さい。

(3) 公募に当たって当方へ提出いただきました資料（書類・電子資料）につきましては、選考及び結果のご連絡の目的のみに使用するとともに、一切、返却いたしませんのでご留意下さい。

(4) 募集に係る旅費等は一切支給しません。